国会事項

衆議院

答弁書受領

十二月十二日内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員大西健介提出Ｉ型糖尿病患者の障害基礎年金の「打ち切り」に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員石川香織提出議会における議員活動と育児に関する質問に対する答弁書

衆議院議員**逢**坂誠二提出ドローン規制法における対象施設の安全の確保のための措置を行うことのできる者に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員**逢**坂誠二提出皇室会議における菅官房長官の役割に関する質問に対する答弁書

衆議院議員階猛提出ＧＰＳ捜査及び携帯電話端末にかかる情報を取得する捜査に関する質問に対する答弁書

衆議院議員初鹿明博提出皇室会議に菅内閣官房長官が陪席したことに関する質問に対する答弁書

衆議院議員**逢**坂誠二提出第三の性に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員**逢**坂誠二提出民法第七百七十四条の夫による子の嫡出否認の規定に関する質問に対する答弁書

衆議院議員**逢**坂誠二提出無人の国境離島地域の保全に関する質問に対する答弁書

衆議院議員**逢**坂誠二提出北朝鮮から漂着する木造船に起因する諸問題に関する質問に対する答弁書

衆議院議員玄葉光一郎提出福島の風評被害に関する質問に対する答弁書

衆議院議員小宮山泰子提出国難突破解散の意味並びに第四十八回衆議院総選挙結果の評価に関する質問に対する答弁書

衆議院議員宮本徹提出東京外かく環状道路に関する第三回質問に対する答弁書

衆議院議員本多平**直**提出先制攻撃の違法性に関する質問に対する答弁書

衆議院議員宮本徹提出国家戦略特区による獣医学部新設に関する質問に対する答弁書

衆議院議員山川百合子提出日米同盟の歴史的認識と法的根拠に関する質問に対する答弁書

衆議院議員赤嶺政賢提出辺野古沿岸域における活断層の存在の可能性に関する質問に対する答弁書

衆議院議員初鹿明博提出佐藤正久外務副大臣が自衛官の服務の宣誓を引用したことに関する質問に対する答弁書

衆議院議員山崎誠提出国家戦略特区における追加の規制改革事項の取り扱いに関する質問に対する答弁書

衆議院議員山崎誠提出平成二十九年度インフルエンザワクチンの供給に関する質問に対する答弁書

衆議院議員山崎誠提出航空機の衝突や弾道ミサイルに対する原子力施設等の安全性を確保するための取り組みに関する質問に対する答弁書

衆議院議員もとむら賢太郎提出介護人材の確保に関する質問に対する答弁書

衆議院議員もとむら賢太郎提出Ｊアラートに関する質問に対する答弁書

衆議院議員もとむら賢太郎提出北朝鮮問題に関する質問に対する答弁書

衆議院議員もとむら賢太郎提出森林環境税に関する質問に対する答弁書

衆議院議員もとむら賢太郎提出東京オリンピック・パラリンピックの開催時期に関する質問に対する答弁書

衆議院議員長妻昭提出学校における働き方改革に関する質問に対する答弁書

衆議院議員早稲田夕季提出保育所設置における建築基準法告示改正に関する質問に対する答弁書

衆議院議員早稲田夕季提出中小河川の緊急点検の結果を踏まえた取り組みに関する質問に対する答弁書

衆議院議員落合貴之提出教科書検定と憲法論に関する質問に対する答弁書

衆議院議員中谷一馬提出デートレイプドラッグによる性犯罪・性暴力被害に関する質問に対する答弁書

通知書受領

十二月十二日内閣から衆議院議員菅**直**人提出「高齢・障害・求職者雇用支援機構」による、自主避難者の住宅立ち退きを求める訴訟に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十九年十二月十五日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員本多平**直**提出先制攻撃の違法性に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十九年十二月十五日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員宮本徹提出国家戦略特区による獣医学部新設に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十九年十二月十五日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員山川百合子提出日米同盟の歴史的認識と法的根拠に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十九年十二月十五日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員赤嶺政賢提出辺野古沿岸域における活断層の存在の可能性に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十九年十二月十五日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員初鹿明博提出佐藤正久外務副大臣が自衛官の服務の宣誓を引用したことに関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十九年十二月十五日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員山崎誠提出国家戦略特区における追加の規制改革事項の取り扱いに関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十九年十二月十五日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員もとむら賢太郎提出Ｊアラートに関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十九年十二月十五日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員もとむら賢太郎提出北朝鮮問題に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十九年十二月十五日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員もとむら賢太郎提出森林環境税に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十九年十二月十五日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員もとむら賢太郎提出介護人材の確保に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十九年十二月十五日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員山崎誠提出航空機の衝突や弾道ミサイルに対する原子力施設等の安全性を確保するための取り組みに関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十九年十二月十五日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員山崎誠提出航空機の衝突や弾道ミサイルに対する原子力施設等の安全性を確保するための取り組みに関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十九年十二月十五日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員初鹿明博提出日米同盟の歴史的認識と法的根拠に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十九年十二月十五日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員赤嶺政賢提出辺野古沿岸域における活断層の存在の可能性に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十九年十二月十五日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員初鹿明博提出佐藤正久外務副大臣が自衛官の服務の宣誓を引用したことに関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十九年十二月十五日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員山崎誠提出国家戦略特区における追加の規制改革事項の取り扱いに関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十九年十二月十五日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員もとむら賢太郎提出Ｊアラートに関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十九年十二月十五日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員もとむら賢太郎提出介護人材の確保に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十九年十二月十五日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員もとむら賢太郎提出森林環境税に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十九年十二月十五日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員もとむら賢太郎提出北朝鮮問題に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十九年十二月十五日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員もとむら賢太郎提出東京オリンピック・パラリンピックの開催時期に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十九年十二月十五日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員長妻昭提出学校における働き方改革に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十九年十二月十五日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。